

## 保険料の軽減制度(申請手続きは不要です)

### ①均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

軽減割合は、同じ世帯の被保険者および世帯主（被保険者でない方も含む）の所得金額の合計により判定します。

#### ■均等割額の軽減対象判定基準

同じ世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減後の均等割額	
43万円 + 10万円 × (給与所得者等 <sup>※6</sup> の数 - 1) 以下の場合	7割軽減 <sup>※5</sup>	医療分 13,776円/年
		子ども分 406円/年
43万円 + 31万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等 <sup>※6</sup> の数 - 1) 以下の場合	5割軽減	医療分 24,600円/年
		子ども分 677円/年
43万円 + 57万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等 <sup>※6</sup> の数 - 1) 以下の場合	2割軽減	医療分 39,360円/年
		子ども分 1,083円/年

波線部の計算は、同じ世帯の被保険者と世帯主に給与所得者等<sup>※6</sup>が2人以上いる場合に計算します。

※6 給与所得者等とは  
給与の収入額（専従者給与を除く）が55万円を超える方、または公的年金の収入額が65歳以上で125万円（65歳未満で60万円）を超える方です。（給与と年金の両方に該当する場合は1人と数えます。）

改正 令和8年度に、均等割額の軽減に係る所得判定基準の被保険者数に乘ずる金額について、5割軽減は30.5万円から31万円、2割軽減は56万円から57万円にそれぞれ引き上げられます。

#### ★均等割額軽減判定時の年金所得計算方法

年金収入 - 公的年金等控除額 - 特別控除15万円(65歳以上のみ<sup>※7</sup>) = 年金所得

※7 昭和36年1月1日以前に生まれた方

### ②制度加入前日において被用者保険の被扶養者であった方への軽減

制度加入前日において保険料負担のなかった、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、保険料の「均等割額」は資格取得月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

★国民健康保険や国民健康保険組合などは対象となりません。

★同じ世帯の被保険者と世帯主（被保険者でない方も含む）の所得金額の合計が「①均等割額の軽減」の7割軽減に該当する場合は、7割軽減となります<sup>※5</sup>。

★3年目以降、保険料の均等割額は「①均等割額の軽減」で判定され、所得割額はかかりません。

### お問い合わせ

○ 子ども・子育て支援金制度に関するご質問等  
こども家庭庁コールセンター TEL 0120-303-272

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時  
(日曜日・祝日・年末年始は休業)  
※運用期間：令和8年3月～令和8年9月(予定)

○ その他保険料に関するお問い合わせ

・お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口

・新潟県後期高齢者医療広域連合 ホームページ <https://www.niigata-kouiki.jp>  
TEL 025-285-3222

新潟県後期高齢者医療広域連合 検索



## 後期高齢者医療保険料

# 令和8・9年度 保険料率が変わりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき2年ごとに見直すこととされています。新潟県後期高齢者医療広域連合では、現役世代の負担増を抑制するための国の制度改正や今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて算定を行った結果、令和8年4月に保険料率の引き上げを行いました。

また、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療保険料と合わせて子ども・子育て支援金（以下、「子ども分」という。）を納めていただきます。

## 料率

### 令和6・7年度の保険料率

均等割額 44,200円

所得割率 8.61%  
(7.98)

(所得が一定額以下の方は、令和6年度のみ7.98%となります)

年間保険料額 = 医療分 + 子ども分

### 令和8・9年度の保険料率

	医療分 (令和8・9年度共通)	子ども分 (令和8年度 <sup>※</sup> )
均等割額	49,200円	1,354円
所得割率	8.61%	0.26%
賦課限度額	850,000円	21,000円

※子ども分は、毎年度料率を見直します。

### ◎新潟県の医療分保険料率を全国と比較すると…

均等割額 新潟県 49,200円 (全国43位) 全国平均 56,083円

所得割率 新潟県 8.61% (全国46位) 全国平均 10.17%

平均保険料 (令和8年度) 新潟県 70,228円 (全国43位) 全国平均 95,875円

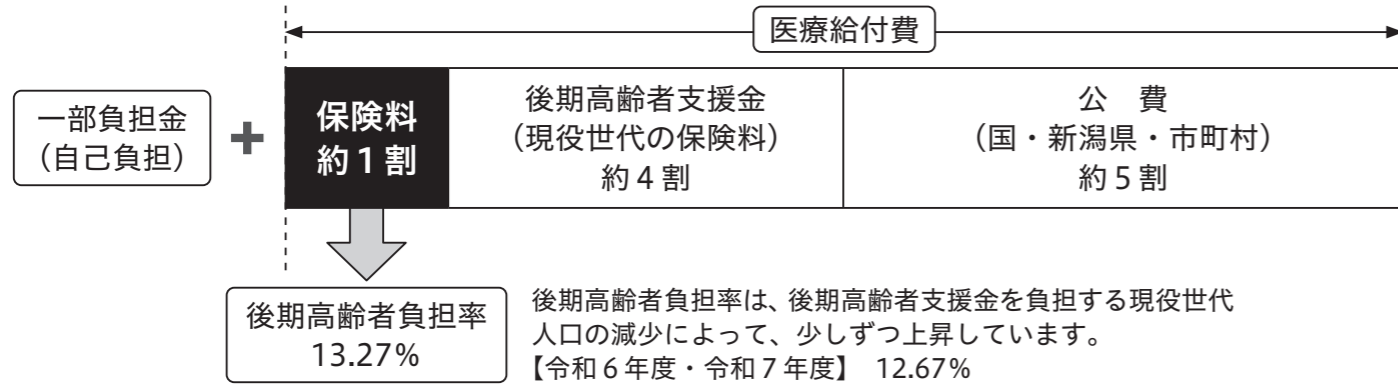
※全国順位はいずれも額(率)が高い順 【出典】厚生労働省 報道発表資料から作成

○保険料の計算方法は中面をご覧ください。

# 医療分保険料率を引き上げる理由

## 医療費負担のしくみ

後期高齢者医療制度の医療費は、社会全体で支え合うしくみです。被保険者が医療給付費の約1割を保険料で負担することとされています。



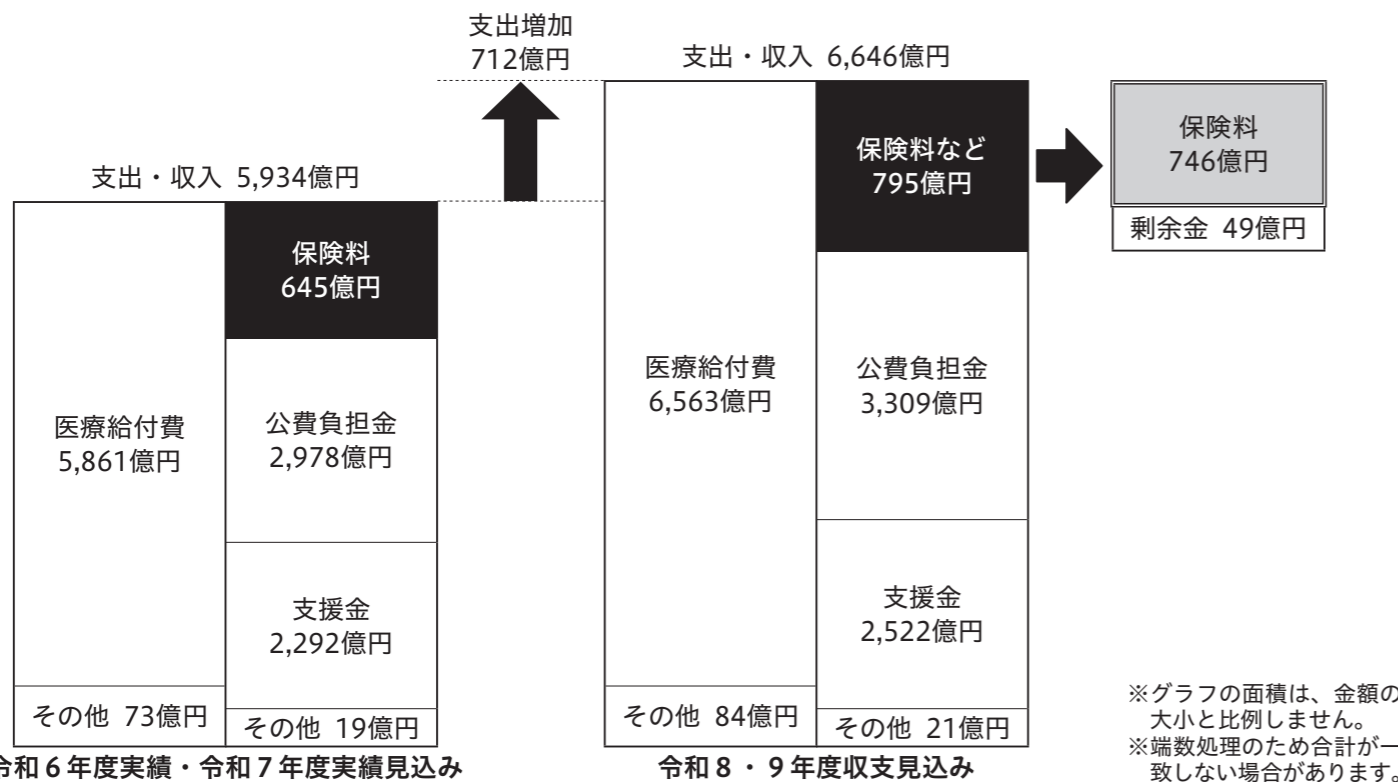
## 被保険者数・医療給付費の予測

今後、被保険者数や医療給付費は増加する見込みです。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
平均被保険者数	409,285人	415,032人	420,161人	424,102人	427,866人
1人当たり医療給付費	736,561円	765,408円	805,899円	820,491円	838,171円

## 収支の予測

支出見込みに対して必要な医療分保険料は795億円となりますが、剰余金49億円を投入することで746億円とし、保険料率の上昇を抑制します。



# 保険料

## 計算方法

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。前年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で計算されます。

$$\text{年間保険料額} = \text{医療分 (均等割額 + 所得割額}^{*1}) + \text{子ども分 (均等割額 + 所得割額}^{*1})$$

- ※1 所得割額 = 被保険者本人の前年中の総所得金額等から基礎控除43万円<sup>※2</sup>を控除した金額×所得割率
- ※2 合計所得金額が2,400万円を超える方は、控除額が変わります。

## 保険料のめやす

下表は、単身世帯で年金収入のみの方の保険料額のめやすです。

公的年金収入金額(年額)	総所得金額等		均等割額 (ア)	所得割額 <sup>※3</sup> (イ)	年間保険料額 <sup>※4</sup> (ア)+(イ)	年間保険料額 (医療分+子ども分)
153万円以下	43万円以下	7割軽減 <sup>※5</sup>	医療分 13,776円	0円	13,700円	14,100円
			子ども分 406円	0円	400円	
168万円	58万円	7割軽減 <sup>※5</sup>	医療分 13,776円	12,915円	26,600円	27,300円
			子ども分 406円	390円	700円	
183万円	73万円	5割軽減	医療分 24,600円	25,830円	50,400円	51,800円
			子ども分 677円	780円	1,400円	
199万円	89万円	5割軽減	医療分 24,600円	39,606円	64,200円	66,000円
			子ども分 677円	1,196円	1,800円	
205万円	95万円	2割軽減	医療分 39,360円	44,772円	84,100円	86,500円
			子ども分 1,083円	1,352円	2,400円	
210万円	100万円	2割軽減	医療分 39,360円	49,077円	88,400円	90,900円
			子ども分 1,083円	1,482円	2,500円	
225万円	115万円	2割軽減	医療分 39,360円	61,992円	101,300円	104,200円
			子ども分 1,083円	1,872円	2,900円	
230万円	120万円	軽減なし	医療分 49,200円	66,297円	115,400円	118,700円
			子ども分 1,354円	2,002円	3,300円	
—	973.1万円	軽減なし	医療分 49,200円	800,816円	850,000円 (賦課限度額)	871,000円 (賦課限度額)
			子ども分 1,354円	24,182円	21,000円 (賦課限度額)	

- ※3 1円未満切り捨て ※4 100円未満切り捨て ※5 令和8・9年度に限り、医療分は7.2割軽減となります。

## ◎令和8年度保険料額が令和7年度と比べて大きく増加しているとき…

次のようなときには、令和7年度よりも保険料額が大きく増加することがあります。

- ① 不動産(土地・住宅など)や有価証券(株式など)を売却した場合
- ② 世帯主の変更や世帯合併・世帯分離などにより世帯構成が変わった場合
- ③ 世帯主または被保険者の中で「令和7年分の所得申告」をしていない方がいる場合 など